

船舶事故調査報告書

令和7年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年11月12日 00時00分頃
発生場所	愛媛県愛南町横島北方沖 伊予鹿島灯台から真方位 $303^{\circ} 2.8$ 海里 (M) 付近 (概位 北緯 $32^{\circ} 58.2'$ 東経 $132^{\circ} 24.7'$)
事故の概要	漁船第三十三浩洋丸は、北東進中、また、漁船第五十六浩洋丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年12月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数</p> <p>A 漁船 第三十三浩洋丸、19トン E H 2-8813 (漁船登録番号)、一般社団法人愛媛県漁船リース協会</p> <p>B 漁船 第五十六浩洋丸、19トン E H 2-8791 (漁船登録番号)、有限会社向田水産</p>
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	<p>A 船首部外板に亀裂及び擦過傷</p> <p>B 左舷船尾部外板に亀裂等、操舵室左舷船尾側の荷さばきスペースのFRPに剥離、同スペースの手すりに曲損等</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、法定灯火を表示し、巻き網船団の探索船として操業を行う目的で、巻き網漁の運搬船であるB船及び僚船3隻と共に愛南町の定係地を出港した。</p> <p>巻き網船団は、平日の夕方出港して翌日の07時30分頃帰港する漁を週に3回行っていた。</p> <p>船長Aは、巻き網船団を運用等する会社の代表取締役として会社の業務も行っており、本事故前の1週間の睡眠時間は1日当たり平均約3~4時間で、疲れがたまっていた。</p> <p>A船は、漁場の探索を行っていたが、途中、23時00分頃横島西方沖で漂泊し、船長が仮眠をとった後、探索を再開し、約7ノットの対地速力で手動操舵により北東進していた。</p> <p>船長Aは、眠気の残る状態のまま、操舵室中央の椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けていたところ、眠気を感じる間もなく居眠りし、A船とB船とが衝突した。（図1参照）</p>

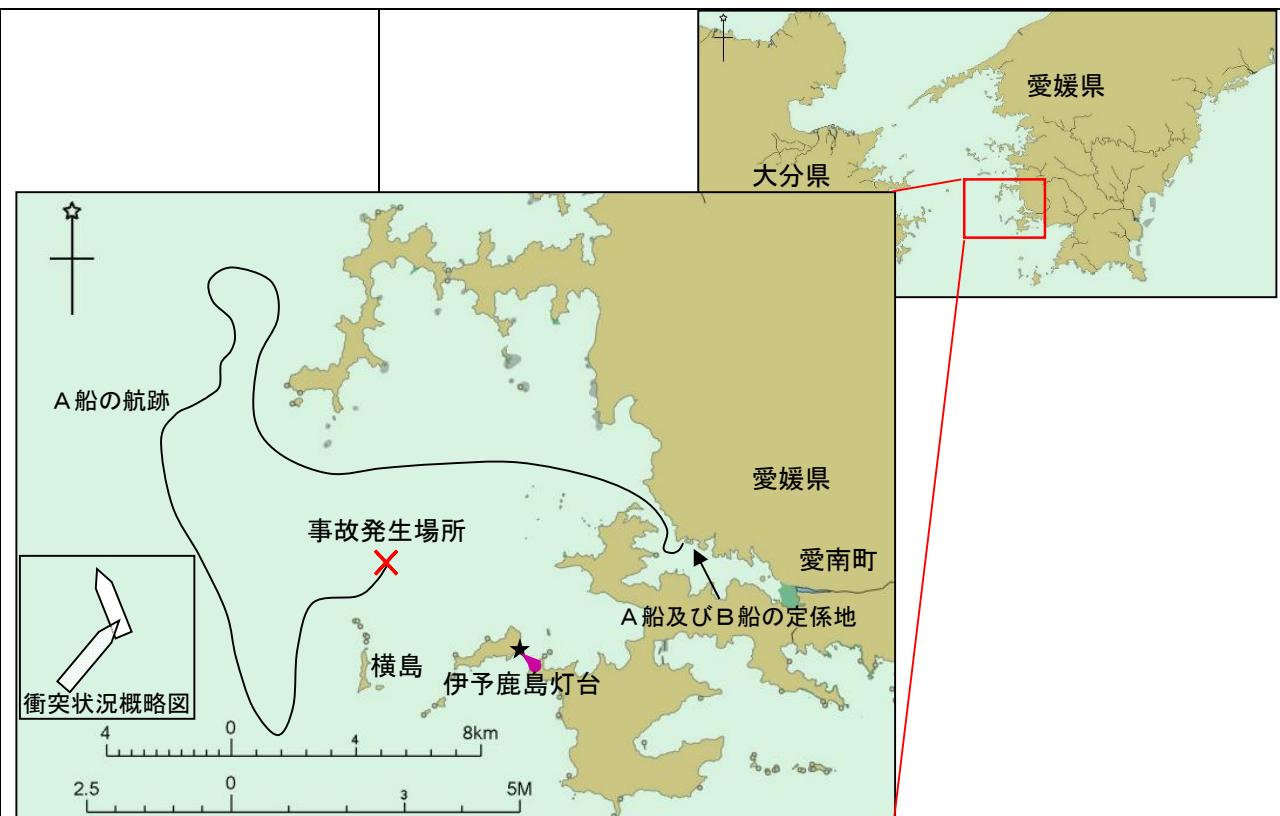


図 1 事故発生経過概略図

船長Aは、衝突の衝撃で目を覚まし、B船と衝突したことに気付いた。A船の主機を後進運転としてB船から離れた。

A船は、浸水等がなかったので、自力で航行して愛南町の定係地に帰航した。

船長Aは、本事故の発生を海上保安庁に通報しなかった。

船長Aは、本事故当時、風邪を引いていたが、薬は飲んでいなかった。

A船には、設定された時間内に船橋内の乗組員の動きが感知されないと警報音が鳴る船橋航海当直警報装置は設置されていなかった。

A船に搭載されているレーダーには、ガードリング機能（設定した距離環内に他船等が達したときに警報を発する機能）はなかった。

B船は、船長Bほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、A船及び僚船3隻と共に横島北方沖の漁場に向けて愛南町の定係地を出港した。

B船は、横島北方沖の漁場に到着した後、法定灯火と甲板上の作業灯を点灯し、漁の開始まで、船首を北北西方に向けて錨泊を開始した。

船長Bは、操業が始まると休息がとれないで、乗組員に休息をとらせようと思い、当直員を配置していなかった。

船長B及び乗組員2人は、休息をとっていたところ、衝撃を受け、B船の左舷船尾部とA船の船首部とが衝突したことに気付いた。

	B船は、浸水等がなかったので、自力で航行して愛南町の定係地に帰航した。
分析	<p>A船は、漁場の探索を行なながら北東進中、船長Aが、居眠りをしたことから、前路で錨泊中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、十分な睡眠をとっておらず、また、仮眠後の眠気の残る状態で椅子に腰を掛けたまま操船していたことから、居眠りしたものと考えられる。</p> <p>B船は、漁の開始まで待機して錨泊中、船長Bが、乗組員に休息をとらせようと思い、当直員を立てておらず、周囲の見張りを行っていないかったことから、A船がB船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、A船が北東進中、B船が錨泊中、船長Aが、仮眠後の眠気の残る状態で椅子に腰掛けたまま操船して居眠りをしたため、また、船長Bが、当直員を立てておらず、周囲の見張りを行っていないかったため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航海当直者は、疲労を感じている場合は、事前に他の乗組員と交代して運航すること。 ・航海当直者は、仮眠をとった後などは、立ち上がって体を動かしたり、窓を開けて換気したりしてしっかり目を覚ますこと。 ・船長は、錨泊中であっても、当直者を立てて適切に見張りを行わせること。 ・錨泊中の船舶の当直者は、接近する他船を認めた場合には、汽笛を吹鳴する等の衝突を避ける措置を採ること。 ・船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。